

大空町新型インフルエンザ等対策行動計画について

－ 概 要 －

はじめに

平成24年	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）制定
平成26年	大空町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定 〔特措法第8条に基づき、感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にするための計画〕
令和2年以降、	新型コロナへの対応を経験
令和6年	新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定
令和7年	北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を改定 〔政府行動計画、北海道感染症予防計画、北海道医療計画との整合性を図り、感染症の専門家等から意見を踏まえた〕
令和8年	大空町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定 〔次なる感染症危機に対応し、平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に対策を実施する〕

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

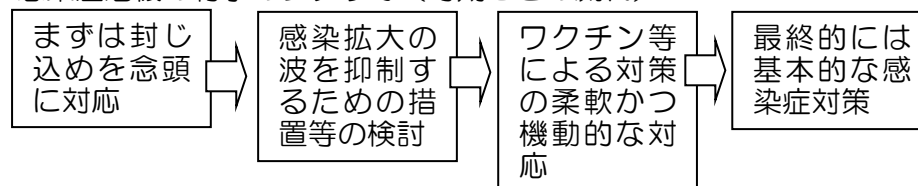
- 目的 ①感染拡大を抑制し、町民の生命及び健康の保護
②町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザ等への国、道及び町の対応
（準備期）情報を探知
（初動期）対策本部の設置から基本的対処方針実行まで
（対応期）基本的対処方針の実行以降

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- 1 有事のシナリオの考え方
- 2 感染症危機の有事のシナリオ（時期ごとの流れ）



第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- 1 平時の備えの整理や拡充
 - (1) 発生時 対策を関係者間で共有
 - (2) 初動体制整備 初動対応への体制整備
 - (3) 普及啓発・訓練等 普段の点検や改善
 - (4) ワクチン等の備え 接種体制等の構築
 - (5) 国や道との連携等 DX推進や人材育成

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- (1) 状況の変化に基づく対策の切替え
- (2) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

3 基本的人権の尊重

町民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限とし、十分な説明により、理解を得る

感染者や医療従事者等への偏見・差別の防止
社会的弱者へ配慮

4 関係機関相互の連携協力の確保

必要がある場合は、町から道に総合調整を要請

5 社会福祉施設等における対応

平時からの検討により、有事への備え

6 感染症危機下の災害対応

国や道と連携した災害対応の想定
町を中心に避難所確保
道や町による自宅療養者の情報共有と連携体制の整備

7 記録の作成保存

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

自らの確かつ迅速に対策、地方公共団体等の対策を支援
国全体として万全の体制を整備する

2 地方公共団体の役割

基本的対処方針に基づき、自らの区域の対策を総合的に推進
【道】地域の医療提供体制を確保し、まん延防止に的確な判断と対応
【町】住民に最も近い行政単位として、ワクチン接種、生活支援等

3 医療機関の役割

道と医療措置協定（病床確保、発熱外来等の医療の提供等）を締結、
院内感染対策の研修訓練の実施、感染症対策物資等の確保

4 指定（地方）公共機関の役割

5 登録事業者の役割 ※特定接種（特措法第28条）の対象事業者

6 一般の事業者の役割

7 町民の役割

平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策など個人レベルの感染対策
新型インフルエンザ等の発生期には、感染拡大を抑えるための対策を実施

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

- ① 実施体制
政府、道が対策本部を設置した場合、必要に応じて町対策本部の設置検討
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
道と連携し、町民への情報提供・共有
- ③ まん延防止
国・道の判断に基づき、町は事業者や町民へ周知協力
- ④ ワクチン
平時から接種の具体的な体制や実施方法の準備
- ⑤ 保健
有事体制への移行にあたり、道の要請を受け、必要な協力
- ⑥ 物資
感染症対策物資等を備蓄、定期的に確認
- ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保
町民生活・社会経済活動への影響に対して適切な支援を検討

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

- ① 人材育成 新型コロナ対応、災害対応のノウハウや知見を共有
- ② 町、国及び道の連携 連携体制を平時から整備
- ③ DXの推進 情報収集・共有、分析の基盤を整備

第3章 町行動計画の実効性確保等

第1節 町行動計画の実効性確保

- 1 備えの機運の維持
- 2 実践的な訓練の実施
- 3 定期的な見直し

第2節 町行動計画等

道から提供される情報を踏まえ、町における取組を充実

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

章 区 分	各章3期（準備期、初動期、対応期）に区分して3節設定
第1章 実施体制	準備期：実践的な訓練、業務の継続体制、国・道との連携強化 初動期：町対策本部の設置検討、迅速な初動対応、必要な予算の確保 対応期：道に対する応援要請、町対策本部の設置
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	準備期：道との情報共有、町民への情報提供、相談窓口の設置準備 初動期：相談窓口の設置・体制強化、感染状況の情報提供 対応期：相談窓口の運用継続
第3章 まん延防止	準備期：基本的な感染対策の普及啓発、有事の対応の理解促進 初動期：まん延防止対策の準備 対応期：外出自粛等の要請、まん延防止のための措置の要請周知
第4章 ワクチン	準備期：必要な資材・ワクチンの準備、人材・会場等協力関係構築 初動期：資材・ワクチンの確保、人材・会場の確保、日程調整を開始 対応期：ワクチン接種を開始
第5章 保健	準備期：保健所との連携体制構築 初動期：道からの要請を受け有事体制移行に協力 対応期：有事体制確立に協力
第6章 物資	準備期：感染症対策物資等の備蓄等 初動期：感染症対策物資等の備蓄状況の確認 対応期：同上
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	準備期：情報共有体制の整備、支援事務手続きのDX推進、 初動期：事業継続対策の周知協力、生活物資等の安定供給の呼びかけ 対応期：町民の心身への影響の緩和、社会経済への影響の緩和